

市民課長	田村忠雄君	下水道課長	齊藤多市君	水道課長	井上久男君	教育委員 務課長	内田和雄君	教育委員 課長	小野光朗君
------	-------	-------	-------	------	-------	-------------	-------	------------	-------

税務課長	島田猛君	用地課長	須崎進君	會計課長	森田武君	教育委員 務課長	古谷正夫君	選挙管理 委員長	乙津宗吉君
------	------	------	------	------	------	-------------	-------	-------------	-------

一 本日の議事日程はつぎのとおりである。



日程第一	一	會議録署名議員の指名
日程第二	二	会期の決定
日程第三	三	一般質問
日程第四	四	報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（昭和四十八年度 福生市一般会計補正予算（第三号）
日程第五	五	議案第百二号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

日程第六	六	議案第百三十三号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
日程第七	七	議案第百四十四号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第八	八	議案第百五十五号 福生市民体育館条例の一部を改正する条例
日程第九	九	議案第百六十六号 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例
日程第十	十	議案第百七十七号 福生市民会館条例の一部を改正する条例
日程第十一	十一	議案第百八十八号 福生市下水道条例

日程第十二 議案第百九号 福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規程を定める条例

日程第十三 議案第百十号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算(第四号)

日程第十四 議案第百十一号 昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

(第一号)

日程第十五 議案第百十二号 昭和四十八年度福生市公益質屋会計補正予算(第一号)

日程第十六 議案第百十三号 昭和四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整

理事業会計補正予算(第一号)

日程第十七 議案第百十四号 昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算(第二号)

日程第十八 議案第百十五号 昭和四十七年度福生市一般会計決算認定について

日程第十九 議案第百十六号 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計決算認定に

ついて

日程第二十 議案第百十七号 昭和四十七年度福生市公益質屋会計決算認定について

日程第二十一 議案第百十八号 昭和四十七年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事

業会計決算認定について



日程第二十二 議案第百十九号 昭和四十七年度福生市公共用地会計決算認定について

日程第二十三 議案第百二十号 市道路線の認定について

日程第二十四 請願第七号 地域住民集会所設置に関する請願書

日程第二十五 請願第八号 正月二、三日ならびに祝日の郵便配達廃止に関する請願

書

日程第二十六 請願第九号 福生市の教育諸条件の改善に関する請願書

日程第二十七 陳情第七号 市道拡張に関する陳情書

日程第二十八 陳情第九号 建設主要資材の異状高騰に伴う対策に関する陳情書

日程第二十九 陳情第八号 民間日雇労働者の年末手当支給に関する陳情書

日程第三十 陳情第十号 年末手当等に関する陳情書

日程第 十二 議案第百九号 福生都市計画事業福生東口土地区画整理事業施行規程

を定める条例

日程第 十三 議案第百十号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算（第四号）

日程第 十四 議案第百十一号 昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

日計第 三十 刺針第十号 昭末毛芒等（第一号）関する刺針書

日計第 三十一 刺針第十一号 昭末毛芒等（第二号）関する刺針書

日計第 三十二 刺針第十二号 昭末毛芒等（第三号）関する刺針書

日計第 三十三 刺針第十三号 昭末毛芒等（第四号）関する刺針書

日計第 三十四 刺針第十四号 昭末毛芒等（第五号）関する刺針書

日計第 三十五 刺針第十五号 昭末毛芒等（第六号）関する刺針書

日計第 三十六 刺針第十六号 昭末毛芒等（第七号）関する刺針書

日計第 三十七 刺針第十七号 昭末毛芒等（第八号）関する刺針書

日計第 三十八 刺針第十八号 昭末毛芒等（第九号）関する刺針書

日計第 三十九 刺針第十九号 昭末毛芒等（第十号）関する刺針書

日計第 四十 刺針第二十号 昭末毛芒等（第十一号）関する刺針書



追加日程第二 議案第百二十一号 昭末毛芒等（第十二号）関する刺針書

を改正する条例

追加日程第三 議案第百二十二号 福生市一般会計補正予算（第五号）

追加日程第一 陳情第五号 福生市南東地域会館設置に関する陳情書（審査報告）



追加日程第二 議案第二百二十一号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例

追加日程第三 議案第二百二十二号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例

議長(石川信義君) これより日程に入りませう。

日程第一 会議録署名議員の指名を行なう事。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定

により議長は、

二番 小林菊三君

三番 小林大治君

四番 田村市郎君

以上三名を指名したる事。

議長(石川信義君) この際報告事項があります。事務

局長より、諸般の報告をさせていただきます。

臨時日誌第三 議案第二百二十二号 福生市の一強議員の請願に關する案時の一附を五十五
臨時日誌第二 議案第二百一十一号 福生市の議員の請願に關する案時の一附を五十五



午前十時ニ分 開会・開議

○議長(石川信義君) ただいまから昭和四十八年第四回福生市

議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長(石川信義君) これより日程に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定

により議長にあり

二番 川林菊三君

三番 川林大治君

四番 田村市郎君

以上三名を指名いたします。

○議長(石川信義君) この際報告事項がありますので、事務局長を以て諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長 報告)

一、昭和四十八年 第四回 福生市議会定例会の招集について

(別添参照)

二、議案の送付について (別添参照)

三、議案説明員の出席要求について (別添参照)

四、昭和四十八年度 福生市土地開発公社事業計画等について

(別添参照)

五、昭和四十八年九月分例月出納検査実施結果報告 (別添参照)

六、昭和四十八年十月分例月出納検査実施結果報告 (別添参照)

議長(石川信義君) 以上で報告は終わりました。

議長(石川信義君) 次に日程第二会期の決定を議題とし

ます。

今次定例会の会期については、議会運営委員会におき検討されておりますので、副委員長から報告を願います。

(議会運営副委員長 田村市郎君 登壇)

福生市議会

議会運営副委員長(田村市郎君) ご指名がござりましたので、

報告をさせていただきます。

ただいま議長から、委員長がきようは健康の関係で、かわりまして副委員長として報告させていただきます。

第四回 定例会開催に先立って、議会運営委員会を去る

十二月六日の午前九時から委員全員の出席を得まして開催し、議長

より諮問されました会期及び日程等について協議検討いたしました。

その結果 会期に つきましては、本日より来たる 十二月二十五日まで

の十五日間と決定し、お願いすることになりました。

理由といたしましては、本定例会の過去の実績及び議案数等を

勘案し、休会中の委員会回数、その予備、また議会事務局の処

理日数、付託案件数などその内容を考慮し、年末多忙な時期で

あります。か、会期内に日曜日か、二日も入らうこと等から、

二十五日を最終日とすること、全員の一致をみた次第であります。

また、議案内容及び日程の順序につきましては、お手元にご配布

のとおりで、ほごんどか委員会に付託し、審査を願うこととし、一部即決

を要望申しあげらるものもありますので、ご協力下さるようお願い
申しあげます。

なお陳情のうち、従来理事者一任としてお願いしてありました
失対労務者の年末手当に関する陳情の扱いについては、民間日雇労
務者の年末手当支給に関する陳情書とともに、その提出規則に基づ
き担当委員会に付託し、審査をお願いすることにより委員会として
意見の一致をみた次第でありますので、お含みのほどをお願いいた
します。

一般質問については三名の通告があり、その内容はお手元に配布
のとおりで、質問は会議規則に従い議案審議に先立ちお願いす
ることになっております。また、理事者側からの要望もあり全員協議会
の開催を予定してありますので、ご承知のほどをお聞き下さるよう
お願いいたします。

なお本日日程の消化に当つては二日を予定してありますので、でき得れ
ば多少時間を延長しても本日全日程を消化したいと思っておりますので
ご協力のほどをお願いいたします。

以上のとおりでございますが、いずれにしても本年最終の
今次定例会が各位のご理解とご協力により円滑に運営され有終の
美を飾れますよう切にお願ひいたしまして簡単ではありますすが
報告といたします。

議長(石川信義君) 以上で 副委員長長の報告は終わりました。

おかけいたします。会期につきましてはただいま 副委員長長から
報告されたとおり 十二月十一日から十二月二十五日までの十五日間と
決定いたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。

よって会期は十五日間と決定をいたしました。

議長(石川信義君) 次に日程 第三 一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりますので 通告の順に
従い発言を許します。一番 貫井喜代次君

(一番 貫井喜代次君 登壇)



一般質問

一般質問

一般質問

一般質問

一般質問

一般質問

一般質問

一般質問

一般質問

○一番(貫井喜代次君) 中東各国の石油戦略による石油問題を初め、遂に台所合戦という国民の日常生活に経済危機が深刻化し、何とか必要な物が無い、また無くなるという不安、そうしたことから学校建築を始め、是非ともやらなければという公共的、公益性のものまでも建設がでるなどという。また、今日の議事日程の中にもありますように、建設資材の供給激減による陳情も出されている現在、私がこれから申しあげような事柄はまさにささいなことであるという二批判もあるかと存じますが、そのような時であればこそ、なおさら主軸となる一般行政上にあらず、市政をたぐすというところが大切であると、私なりの考えでこの議題に一般質問の通告をいたしましたところ、貴重な時間をいただきましたことをまずもってお礼を申しあげます。から質問に移らせていただきます。

まず、その第一点、職員の規律、綱紀関係についてを質問いたします。地方公務員法の第三十三条で、「職員はその職の信用を傷め、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と規定されておりますが、至極もとの規定であると考えます。なまじ

今から一カ月前の十一月の九日から十一月の十四日までの間、黒い国分寺市臨時市議会不詳事追求、反省はほんものの国分寺市役所、各例知らぬ部課長、「行動で信頼回復を」という見出しで次々に新聞が国分寺市の職員不詳事件として紙面を賑わしたことがありました。このことは身近な出来事だけに対岸の火災事として見過すことはできない事件であると思っております。ある新聞の社説では国分寺市のハレンチ事件はまさに氷山の一角だと言われ、またある新聞では事件の根源は、職員の自覚欠除による規律の乱れであると指摘してあります。そこで公務員は公僕として市民、住民にサービスする仕事を任務としている福生市の職員の規律、服務あるものは執務内容は果して公務員法第三十三条による服務の根本基準、あるものは同法第三十三条による信用失墜行為の禁止等住民の全体の奉仕者として指摘を受けるような面はないかというか、私は福生市の職員に限って信じておりますが、昔から「火の氣の無き所は煙は立たず」ということがございします。取りな

移さずその真偽を究明する。悪い芽は早目に摘み取る。そのことが管理監督にあるものの責任上の務めと考へる。またそうしたことか住民の信頼にこたへることではなすかと思ふがどうか、私はあつてからではおやといふことを申しあげておるものでございます。

したがって管理監督の職にある者は、みづから身をもつて規律職務に「範を示す」かたあら常に部下の職員の日常行動、職務態度等を注意を払うという努力をしてほしい。またそうしてゐると思ふますが、またやうすることか住民の信頼を得ることになると思ふ考へます。国分寺市職員の不詳事件を契機に、市長はどのような注意なり、訓戒なりを職員に行つたかというか。またさらに今後職員の研修と職員指導等とどのような考へ、住民の信頼にこたへる考へであるか、聞くところによりますと福生市では、どのような方法で公務員精神を植へつけてゐるか、町の発展、市の発展は職員からと言われてあります。事件が起つてからではおや過ぎます。また信頼回復の効力は並大抵では回復できません。石橋もたたくて渡れとの諺もございます。

職員指導規律等につつて以上お尋ねいたします。

第二点としてしまして職員の待遇あるは職員構成といふかにつつてお尋ねいたします。

現在庁舎建設特別委員会が設置されてゐることによつても庁舎が不足してゐることは十分承知してあります。ご承知のように市職員と申しまして、一般事務職員あり、技術職員あり等であります。雨の日風の日も屋外現場作業に黙々として働いてゐる作業員である職員もあるわけでありまして、このようなソわば蔭の力となつて働いてゐる作業員の待遇はどのようにしてゐるか、また今後どのように待遇改善を行なう考へであるか等につつてお尋ねいたします。

私が調べたところによりますと、先ほど申しあげましたような作業員が現在二十人在職してゐると思ふ。作業員の作業担当内容は、ご承知でございまいしょうが、環境保全課関係におき、塵芥作業員としてあるのはまた、し尿作業員としての臨時職員を含む八人、建設課の応急補修係として職員が八名、都市計画課の公園係としての作業員四名、その二十人の作業員ではなかりかと思ふ。

臨時職員を除く、他の作業員は、いずれも地方公務員法に基づく
りっぱな市の職員であります。ところが一般事務職員とは似る
似つかないのか作業員の控室、あるいは詰め所であります。そのこと
が待遇はどうかになります。従ってやうしたことが、その待遇はどうか
ということになりますか。もっとも屋外での作業と事務職員との差は
その職務内容から当然起ることも承知してありますし、また現在庁
舎不足のことも当初申しあげたとあり承知してあります。私は
過日各作業員控室、あるいは詰め所、という所を見て回りました。
ある作業員詰所は無料で商工会が使用している奥の目の見え
ない片隅に、あるいはまた、もと消防署使用の風呂場続きの一画に
また塵芥処理場跡地のバラック小屋に、というような所が作業員
の控室、詰所であります。またそのお粗末さであります。
四百人近い職員の中、わずか二十人ぐらいの、しかも作業員の待
遇などという偏見があるてはならぬと私は考える、と同時に個々
ばらばらな控室をどのようにに理事者は考えてあるか、また作業
員詰所というものの改善を考えているかという点について、理事者



並びに担当課長の考え方をあきねさせていただきます。

次に第三点といたしまして旧と畜場跡地の利用についてを
あきねさせていただきます。

このことについては再三にわたる質問をまことに恐縮ですが、
ただいままで申しあげた件に関連がありますのでさうに質
問いたします。私は昨年三月の定例会においてと畜場閉鎖に
伴う問題として、建物の処理あるいは、これが危険防止、働いて
いた職員への配置転換をどうするか、その他について質問し、経過
九月二十日の第三回定例会におき、すでに閉鎖した跡地の利用
について質問いたしました。

この跡地利用の質問に対しての市町の回答は、と畜場跡地は建物
以外の東寄りにはとちあえず来年度、ここであいう来年度という
のは昨年のことであつたので、本年四十八年度を言つてある
ことであつたが、児童公園として都から補助金をもらう
よう運動してゐる、という明快な回答でありましたが、ご承知の
ように四十八年度も残り少なくなつておりますが、どのような運